

# 「モバイル接続料の適正性向上について」ヒアリング 当社ご説明資料

2020年6月17日  
ソフトバンク株式会社

# 質問・回答(1/9)

質問内容	回答
<p>1 予測値の算定方法の適正性向上</p> <p>(1) 予測対象年度における見込みの適切な反映について</p> <p>(2) 過去の実績値からの推計について</p> <p>① 予測値の算定について、MVNOガイドラインでは、「過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素（以下「予測対象年度における見込み」という。）を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる」とされているところ、今般の予測値の算定において、予測対象年度における見込みを具体的にどのように反映したのか、設備管理運営費、正味固定資産価額、需要ごとに、概要・考え方をご説明願いたい。</p> <p>併せて、設備管理運営費の各区分、正味固定資産価額の各区分について、予測対象年度における見込みを反映していない区分があれば、反映していない理由を具体的に説明願いたい。</p>	<p style="text-align: right;"><b>構成員限り</b></p>

# 質問・回答(2/9)

質問内容	回答
<p>1 予測値の算定方法の適正性向上</p> <p>(1) 予測対象年度における見込みの適切な反映について</p> <p>(2) 過去の実績値からの推計について</p>	
<p>② 二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保の観点から、各二種指定事業者において、全ての区分について、予測対象年度における見込みが確実に反映されるよう何かしらの措置を講じることについて、お考えをお教え願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 予測の方法や考え方は各社ごとに異なるため、<b>一律に決めるべきではないと考えます。</b></li> <li>• 本年1月に改定された『MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン』において、「第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている」と規定がされています。</li> <li>• 予測と実態の乖離の状況等の検証もできていない状況であり、<b>見直しについて議論するのは、時期尚早</b>と考えます。</li> <li>• また、規則やガイドライン等の見直しを行う場合は、<b>複数年度の予測と乖離の要因分析を行った上で検討すべき</b>と考えます。</li> </ul>
<p>③ 予測値の算定における恣意性排除、客観性確保のため、予測値の算定に大きな影響を与え得る基礎的な情報（※）については、接続料算定根拠としてご提出いただくことについて、お考えをお教え願いたい。（経営情報に属するため提出が困難とする場合、どういった部分が経営情報にあたるのか、お教え願いたい。また、データを一部加工する、項目を絞る等すれば、提出できる余地はあるのか、お教え願いたい。）</p> <p>併せて、予測値の算定における恣意性排除、客観性確保のため、他に検討すべき取組があれば、お教え願いたい。</p> <p>※ 見込み値（例：設備管理運営費及び正味固定資産価額については設備投資見込額、需要については回線容量拡充見込み。）及び見込み値を用いてどう予測値を算定したのか、具体的な算定方法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 精算接続料により最終精算がされるため、二種指定事業者が恣意的に予測値を高く設定あるいは低く設定するインセンティブがありません。</li> <li>• また、<b>予測年度3年分の設備管理運営費・正味固定資産価格・需要について提出</b>させて頂いていますので、仮にその<b>予測値に疑念があるのであれば、都度確認の上、可能な範囲で説明をさせて頂きます</b>が、事業見通しは経営情報にあたるため、算定根拠としての提出は控えさせて頂きたいと考えます。</li> <li>• なお、予測値と実績に大きな乖離が生じた場合などは、予測方法の妥当性、ヒアリング項目の過不足などを分析の上、<b>当社においても必要に応じて見直しをしていきたい</b>と思います。</li> </ul>

## 質問・回答(3/9)

質問内容	回答
<p>1 予測値の算定方法の適正性向上</p> <p>(1) 予測対象年度における見込みの適切な反映について</p> <p>(2) 過去の実績値からの推計について</p> <p>④ 予測値の再現を可能とするため、見込み値及び過去の実績をどのように用いたのか、実際の算定式等の具体的な推計方法について、接続料算定根拠としてご提供いただくことについて、お考えをお教え願いたい。(経営情報に属するため提出が困難とする場合、どういった部分が経営情報にあたるのか、お教え願いたい。また、データを一部加工する、項目を絞る等すれば、提出できる余地はあるのか、お教え願いたい。)</p> <p>⑤ 予測値の算定方法の適正性を向上させるために、二種指定事業者間で、お互いの予測値の算定方法を一定程度確認し合うことについて、お考えをお教え願いたい。</p>	<p style="text-align: right;"><b>構成員限り</b></p>

質問内容	回答
<p>(3) 利潤における予測値の算定対象について</p> <p>利潤について、より精度の高い算定とするため、レートベースを構成する「投資その他資産」及び「貯蔵品」についても予測値算定の対象に追加することについて、お考えをお教え願いたい。</p>	<p>一種指定制度でも、レートベースの大宗を占める正味固定資産価額のみを予測値の算定対象としていると認識しています。そのため、二種指定制度に対して「投資その他資産」「貯蔵品」を予測対象とすることは、<b>規制上のバランスを欠くものであり反対です</b>。なお、仮に予測の対象としたとしてもその影響は軽微と考えます。</p>
<p>(4) 予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示について</p> <p>① 総務省に提出している予測値の算定方法と、MVNOに提示する予測値の算定方法に差分がある場合は、なぜその差分をMVNOに開示しないのか、具体的な例に即して、ご説明願いたい。</p> <p>② 予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示について、開示内容をさらに具体化することについて、お考えをお教え願いたい。</p>	<p style="text-align: right;"><b>構成員限り</b></p>

質問内容	回答
<p>(5) 実績が予測を上回った場合の措置について</p> <p>① 精算接続料が予測接続料を上回った場合、MVNOが追加的に支払いを行うことになるところ、例えば、分割払いができるようにする等、MVNOにおける負担を軽減するための措置を講じることについて、お考えをお教え願いたい。(分割払いのほか、具体的にどのような措置が考えられるかも併せてお教え願いたい。)</p> <p>② 新型コロナ禍の予測接続料に与える影響(原価、利潤及び需要に与える影響等)について、お教え願いたい。また、現在の新型コロナ禍のように、想定し得ない事態によって予測接続料が大きく変わってしまうことが事前に明らかになる場合、例えば、再度予測接続料の算定を行う、あるいは、どのような影響を与えるかMVNOに対して情報提供を行う等、MVNOにおける予見性確保のための特例措置を講じることについて、お考えをお教え願いたい。</p>	<p style="text-align: right;"><b>構成員限り</b></p>
<p>2 5G接続料の適正性向上(4G・5G一体接続料の適正性について)</p> <p>引き続き、4G・5Gを一体として接続料を設定することについて、お考えをお教えいただきたい。また、5G導入後の接続料等に対し、5G導入の影響がどの程度寄与しているのか等、具体的にMVNOに対しどのような説明を行っているのか、お教え願いたい。</p>	

質問内容	回答
<p>3 原価の適正性向上（精緻化）                      &lt;全体&gt;</p> <p>① 施設保全費、減価償却費、通信設備使用料及び試験研究費の控除率について、3社からの聴取によりさらに実態を把握し、検証を進めることについて、お考えをお教え願いたい。</p> <p>② 施設保全費、減価償却費、通信設備使用料及び試験研究費について、データ伝送役務に係る費用から、接続料原価対象費用に抽出するまでの算定プロセスを可能な限り具体的にお教え願いたい。</p>	<p><b>当社算定のプロセスは、可能な範囲でご説明致します。</b>ただ、各社ネットワーク構成や会計処理等に相違があると想定されるため、<b>単純に控除率のみで適正性を判断すべきではない</b>と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>構成員限り</b></p>

質問内容	回答
<p>3 原価の適正性向上（精緻化）                      &lt;全体&gt;</p>	
<p>③ 費用控除の方法をある程度各社統一するため、抽出の考え方をより具体的にGL等に記載する等、統一ルールを具体化することについて、お考えをお教え願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現時点でも、ガイドライン等で、営業費用別の配賦基準や控除する費用の例示がされている認識です。</li> <li>• また、各社画一的なルールを適用するという意図であれば、各社の事情を適切に反映できない可能性があるため、統一ルールまでは、不要と考えます。</li> </ul>
<p>④ ステップ2、3についても抽出方法及びその配賦基準等について、接続料算定根拠として提出を要することとすることについて、お考えをお教え願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 接続料の算定はガイドラインに準拠し算出しています。</li> <li>• 具体的には、ステップ2、3ともに、直課できるものは直課し、明確に分計することが困難なものは、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦しているため、接続料算定根拠としての提出までは不要と考えます。</li> </ul>



質問内容	回答
<p>(1) 施設保全費、減価償却費、通信設備使用料について</p> <p>&lt;通信設備利用料&gt; ③ 通信設備使用料の接続料原価対象費用には具体的に何が含まれるのか、お教え願いたい。</p>	<p style="text-align: right;"><b>構成員限り</b></p>

質問内容	回答
<p>(2) 試験研究費について</p>	
<p>① 試験研究費の考え方について、昨年6月7日会合向けに提出していたものから変化がある場合は、お教え願いたい。</p>	<p>変更ありません。</p>
<p>② 接続料原価に含まれるものと、除外されるものそれぞれについて、その研究内容について、可能な限り具体的に列挙してお教え願いたい。</p>	
<p>③ 接続料原価に、MVNOにとって便益が生じていないような研究に係る費用を計上していないか、お教え願いたい。</p>	

構成員限り